

第五十七号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二都市開発部の表一の項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下）を「審査又は建築物の計画（同法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを）に改め、同表二の項、三の項及び四の項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表に備考として次のように加える。

備考

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の一の項（一）の（1）若しくは（二）の（1）又は二の項（一）の（1）若しくは（二）の（1）に掲げる額とする。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表備考第三号中「二の項（一）に掲げる区分に依じて」を「この表の二の項（一）の規定により」に改め、同表備考第四号中「三の項（一）に掲げる区分に依じて」を「この表の三の項（一）の規定により」に改め、同表備考第五号中「（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）」を削り、同表備考第六号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表備考第九号ただし書中「に掲げる区分に依じて」を「の規定により」に改め、同表備考第十二号を次のように改める。

十二 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の二の項（一）の（1）若しくは（二）の（1）、三の項（一）の（1）若しくは（二）の（1）、四の項（一）の（1）若しくは（二）の（1）、五の項（一）の（1）若しくは（二）の（1）又は六の項（一）の（1）若しくは（二）の（1）に掲げる額とする。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表備考第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

複合建築物のうち、住戸の数が一つである場合の住宅部分に係る手数料の額を、一戸建ての住宅に係る手数料の額と同額とするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。